

(審査請求人名) :

(提出者) :

証 拠 説 明 書

番号	文書等の名称	作成 年月日	作成者	立証趣旨

「証拠説明書(10号)」の書き方

この「証拠説明書(10号)」は、国税通則法第96条第1項の規定に基づき、審査請求人又は参加人が担当審判官に対して証拠書類又は証拠物を提出する場合に、それらと併せて立証趣旨を明らかにするために使用します。

- ・ 作成に当たっては、【記載例】を参考に記載してください。
- ・ 証拠の提出が2回目以降の場合、番号欄の数字は、通し番号（前回までの番号の次の番号から）を記載してください。

(審査請求人名) : ●● ●●

(提出者) : ●● ●●●●

証 拠 説 明 書

番号	文書等の名称	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	請求人の●●銀行●●支店の預金通帳の写し	令和●●年●●月●●日	●●銀行	請求人の令和●●年の入出金の状況
2	売買契約書の写し	令和●●年●●月●●日	請求人 大蔵太郎	請求人が、令和●●年●●月●●日、契約書記載の土地を●●●万円で、大蔵太郎に売却した事実
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 提出が2回目以降の場合、番号は通し番号（前回番号「2」まで提出している場合は「3」から）を記載してください。 </div>				